

新型コロナウイルス感染症対策本部（第50回）

議事概要

1 日時

令和2年12月28日（月）17時01分～17時20分

2 場所

官邸2階大ホール

3 出席者

内閣総理大臣 菅 義偉
法務大臣 上川 陽子
外務大臣 茂木 敏充
文部科学大臣 萩生田 光一
厚生労働大臣 田村 憲久
環境大臣 小泉 進次郎
防衛大臣 岸 信夫
内閣官房長官 加藤 勝信
国家公安委員会委員長 小此木 八郎
内閣府特命担当大臣 西村 康稔
内閣府特命担当大臣 平井 卓也
内閣府特命担当大臣 橋本 聖子
復興副大臣 亀岡 偉民
内閣府副大臣 赤澤 亮正
内閣府副大臣 藤井 比早之
内閣府副大臣 ミッ林 裕巳
総務副大臣 熊田 裕通
財務副大臣 伊藤 渉
農林水産副大臣 葉梨 康弘
経済産業副大臣 長坂 康正
国土交通副大臣 大西 英男
内閣官房副長官 坂井 学
内閣官房副長官 杉田 和博
内閣総理大臣補佐官 阿達 雅志
内閣総理大臣補佐官 和泉 洋人
内閣官房副長官補 藤井 健志
内閣官房副長官補 滝崎 成樹
内閣官房副長官補 高橋 憲一
内閣広報官 山田 真貴子

内閣情報官 瀧澤 裕昭

内閣審議官（国家安全保障局長代理） 藤井 敏彦

4 議事概要

【厚生労働大臣】

資料 1 の 6 ページを御覧下さい。最近の感染状況等について、専門家からは、全国の新規感染者数は、増加が続き、過去最多の水準となっており、首都圏では東京を中心に増加が続いている。新たな地域での感染拡大の動きも続き、全国的に感染が拡大している。11 月以降の対策にもかかわらず、関東圏、中部圏、関西圏では新規感染者数の明らかな減少が見られておらず、入院者数、重症者数、死亡者数の増加が続いている。予定手術や救急受入等の制限など通常医療への影響も見られており、年末年始が迫る中、新型コロナの診療と通常の医療との両立が困難な状況が懸念される。英国における変異株については、重症化を示唆するデータは認めない一方、感染性が高いとの指摘がなされており、医療への負荷が危惧される。特に東京における感染の継続が周辺自治体の感染拡大にも影響している。大都市における感染を抑制しなければ、地方での感染を抑えることも困難になる。大都市圏も含め直近の感染拡大では、飲食をする場面が主な感染拡大の要因と考えられる、などの評価・分析を頂きました。

7 ページを御覧下さい。今後の取組については、専門家から、東京をはじめとする首都圏では、新規感染者数の増加が続いているため早急に対策の強化が求められる。これまで大きな感染が見られなかった地域でも感染の発生が見られており、年末に向けて、医療提供体制の準備・確保等を直ちに進めることが必要である。感染拡大が見られる場合には、飲食店の時短要請等の対策も検討する必要がある。忘年会や新年会を避けるとともに、年末年始の買い物も混雑を避けるなど静かな年末年始を過ごしていただくよう、適切かつ強力なメッセージの発信が求められる。12 月 14 日の政府対策本部で年明けまでを見据えた対策の強化策が示されたが、こうした取組の効果を注視し、感染状況の分析・評価を進めて行く必要がある。その上で、効果が不十分であれば必要な対応を検討することが求められる。さらに、国内の厳しい感染状況の中で、英国等で見られる変異株の流入による感染拡大を防ぐことが必要である。このため、関係国との往来の在り方や検査・モニタリングの在り方について、適切な対応を速やかに行うべきである、などの評価を頂いています。

9 ページを御覧下さい。先週金曜日に、看護師等の医療従事者の派遣、既存施設等の最大限の活用による病床確保などこれまでお示しをしてきた新型コロナ患者の受入病床の拡充に資する対策等をパッケージとして取りまとめて公表したところです。

特に、12 ページにあるように、予備費の使用を閣議決定し、今年度内の緊急的な措置として、病床逼迫地域において新型コロナ患者の受入を行う医療機関に対して、医療従事者を支援し受入体制を強化するため、重症者病床 1 床につき 1,500 万円、その他病床 1 床につき 450 万円の補助を行うこととしました。

これらの方策により、医療提供体制をしっかりと確保して参ります。

13 ページを御覧下さい。英国における 12 月 19 日に発表された感染力が高い可能

性のある新型コロナウイルス感染症（変異株）については、英国から帰国・入国された方で陽性が確認された方のゲノム解析の結果、これまでに合計で8名の方からこの変異株を検出しています。それ以外での国内症例のゲノム解析では、現在までのところ、変異株は検出されていません。

【外務大臣】

現在、欧州を中心に、様々な地域で新型コロナの変異株が確認されており、世界的に警戒が高まっています。国内で変異株の感染が確認されると政府当局が発表している国・地域は、英国や南アフリカ共和国以外でも、フランス、イタリア、オーストラリア等 15 か国・1 地域（香港）あり、また更に5か国では国内での感染は確認されていませんが、水際で変異種の感染が確認されているところです。

外務省としては、世界各国の変異株の拡大を含む感染状況について、各国政府や関係機関と緊密に連携しながら、鋭意情報収集及び在留邦人への注意喚起、情報提供を行っているところです。

【内閣官房長官】

今般の英国、南アフリカ共和国等における、変異型ウイルスの発生を受け、世界的に脅威が高まっていることも踏まえ、これまでの感染拡大状況に応じた水際対策措置に加え、予防的な観点も含めて、水際対策強化に係る一連の新たな措置を実施することといたしました。

本年10月1日から、防疫措置を確約できる受入企業・団体がいることを条件に全ての国・地域からの新規入国を認めていましたが、この仕組みによる新規入国について、当分の間、英国及び南アフリカ共和国への措置の適用を停止するとともに、それ以外の全ての国・地域についても、令和3年1月末までの間、措置の適用を停止することといたしました。

二国間の取り決めに基づき、双方向の往来を可能にする「ビジネストラック」及び「レジデンスストラック」による新規入国については、これまで同様、変更はありません。

ただし、相手国・地域の国内において、変異ウイルスの感染者が確認されると政府当局が発表した場合は、当該国・地域との「ビジネストラック」及び「レジデンスストラック」を停止することといたします。

次に、日本在住の日本人及び在留資格保持者については、本年11月1日から、全ての国・地域への短期出張からの帰国・再入国時に、防疫措置を確約できる受入企業・団体がいることを条件に、14日間待機の緩和を認めてまいりましたが、この仕組みによる英国及び南アフリカ共和国からの帰国者・再入国者については、当分の間、またそれ以外の全ての国・地域からの帰国者・再入国者については、令和3年1月末までの間、14日間待機の緩和を認めないことといたします。

また、検疫体制も強化をしています。英国及び南アフリカ共和国からの入国者について、出国前と入国時の2回の検査に加え、検疫所が確保した施設での待機を求め、

入国後3日目の検査で陰性を確認できれば施設を退所し、入国後14日までの間自宅等での待機を求めることといたします。

英国及び南アフリカ共和国以外で、国内で変異ウイルスの感染者が確認されたと政府当局が発表している国・地域からの入国者及び帰国者については、来年1月末までの間、出国前72時間以内の検査証明を求めるとともに、入国時の検査を全て実施することといたしました。

これ以外にも、英国からの航空便について、12月26日から当面1週間新規予約の受付を原則停止し、既存予約分でのフライトとするとともに、その後、搭乗客数を抑制した運航とすることといたしました。

政府としては引き続き、各国の感染状況や出入国管理等を見極めつつ、新型コロナウイルス感染症の国内でのまん延を防ぎ、国民皆様の健康と命を守り抜き、国民の皆様に安心・安全にお過ごしいただけるよう、機動的に水際対策措置を講じてまいります。

【外務大臣】

一連の措置の実施のために、対象者への新規ビザの発給を来年1月末まで一時停止をいたします。

二国間の合意に基づく往来の枠組みである「レジデンストラック」及び「ビジネストラック」についても、相手国・地域の国内で変異種が確認された場合には、新規ビザの発給を一時停止いたします。

また、海外渡航予定者に対して、変異株が確認された国・地域について改めて自粛要請を行うとともに、それらの国からの帰国予定者に対して、出国前の検査証明を求めるとしたことなどの情報提供を行っているところです。

今後とも関係省庁と緊密に連携して、万全の体制で対応していきたいと思います。

【法務大臣】

法務省では、これまで、閣議了解等に基づき、152の国・地域に滞在歴がある外国人等について、特段の事情がない限り、上陸を拒否してまいりました。

10月1日以降、防疫措置を確約できる受入企業・団体がいることを条件として、全ての国・地域からの新規入国を許可してきたところです。

先ほど、感染拡大状況に応じた水際対策措置に加え予防的な観点も含めた一連の新たな措置を講じる旨の報告がありました。

法務省としても、今回の措置により上陸を拒否すべきとされた新規入国者の上陸拒否を適切に実施すべく、必要な措置を講じてまいります。

法務省としては、引き続き、政府全体としての検討結果を踏まえ、国内への感染者の流入防止のための水際対策に万全を期してまいります。

【厚生労働大臣】

先ほど官房長官からも御説明のあった通り、変異ウイルスの感染拡大を受け、厚

生労働省としても、空港検疫における対策の強化を行うこととしたところであり、引き続き、関係省庁と連携し、機動的な水際対策を講じてまいります。

【厚生労働大臣】

年末年始の診療・検査体制については、12月2日に事務連絡を発出し、各都道府県に対して、二次医療圏や都市医師会毎に、地域の医師会等の関係者と協議の上、当番を割り振る、必要な医療提供体制の整備を進めるよう依頼したところです。

それを踏まえ、各都道府県等で調整いただき、現在までに、相談については、現在開設している受診・相談センターを活用するほか、回線数の増設や地域の医師会等への相談窓口の設置等により、全国で年末年始も24時間対応できる体制が確保されています。診療・検査については、例年の年末年始の仕組みも活用し、休日・夜間診療所による対応、輪番制による対応等により、都道府県ごとに地域の実情に応じて、例年同等又はそれ以上の体制が確保されています。PCR検査の分析についても、各民間検査機関の通常の土日祝日と同程度以上の受託可能な体制が確保されています。

引き続き、都道府県等と連携を密にし、適切な診療・検査の実施を期してまいります。

【西村国務大臣】

東京都を中心に都市部において感染状況が過去最多の水準で推移している状況です。

12月21日の尾身分科会会長の記者会見においても御指摘いただいているとおり、都市部における経路不明の感染の多くは飲食店における感染によるものと考えられることなどを踏まえ、会食・飲食による感染拡大リスクを徹底的に抑える必要があります。

飲食店に対する営業時間短縮要請に関しては、地方創生臨時交付金の「協力要請推進枠」について、協力金額の単価を「倍増」するなど、店舗に対する支援を充実してまいりました。現在では16の都道府県、これまで累計で18の都道府県が営業時間短縮要請を行っているところです。また、各都道府県において、国からの通知を受け、警察や消防による年末の特別警戒などと連携した、飲食店や利用客に対する協力の呼び掛けや、知事が先頭に立った街中の見回りなども実施されております。

引き続き、各都道府県と連携しながら、飲食店に対する営業時間短縮要請について、しっかりと取り組んでまいります。

また、新型コロナウイルスの新規陽性者数が高い水準で推移する中で年末年始ということになります。

医療提供体制を確保するためにも、新規陽性者数を減少傾向に転じさせ、医療への負荷を少しでも減少させる必要があります。

このため、政府や自治体による呼びかけを行ってきておりますが、いまだに、首都圏を中心に人出は顕著な減少が見られない状況です。何としても、この年末年始の機会を捉え、人と人との接触機会を低減させ、感染リスクを可能な限り抑え込んでいか

かなければなりません。

このため、事業者の皆様には、今一度感染防止策の徹底を呼び掛けるとともに、国民の皆様には、忘年会・新年会などの飲食は、家族、いつもの仲間と少人数、短時間で行っていただく、初詣は元旦を避けて空いている日程で行うなど、できるだけ人混みを避けていただく、買物はオンラインの活用を考えていただくほか、少人数・短時間で、人混みを避けられる時間帯に行っていただくといった点について、強く注意を促してまいります。

特に、感染が継続的に拡大している地域については、忘年会や新年会は控えていただくとともに、帰省については延期も含めて慎重に御検討いただくよう呼び掛けるとともに、当該地域で開催される年末年始のイベントについては、オンラインを活用した形での開催や開催時期、時間の分散化など、慎重な検討を行うよう、引き続き、呼び掛けてまいります。また、年末年始に開催される大規模イベントもありますが、「静かな年末年始を過ごす」という観点から、慎重な対応を求めることとし、一部の都道府県ではこの期間の上限人数の目安を 5,000 人に引き下げることとしております。一定の周知期間を置いた上で、既にこれを超えているイベントについては、チケットの新規販売を停止する措置などがとられております。

関係省庁や自治体と緊密に連携しつつ、国民の皆様には「静かな年末年始」を過ごしていただき、感染拡大を抑え込むことができるよう、全力で取り組んでまいります。

【内閣総理大臣】

新型コロナウイルスとの闘いが始まって、初めての年末年始を迎えます。こうした中、世界各国で、感染力が強いとされる変異型ウイルスが確認され、我が国でも海外から帰国された方々から変異型が見つかっております。このため、この週末にも入国規制を強化し、本日より、原則全ての国・地域からの外国人の新規入国を一時停止することとしました。

この変異型ウイルスについて、国民の皆さんに3つのことをお知らせしたいと思えます。まず、感染力の強さです。あくまでイギリス政府の発表ですけれども、従来と比べて最大で 1.7 倍程度感染力が強い可能性があり、イギリスでは多くのウイルスがこの変異種に入れ替わっていると専門家が指摘しています。2番目はワクチンの効果です。現時点で分かっている範囲では、現在海外で接種が進んでおりますワクチンがこの変異種に効かないというエビデンスはないとされています。3番目に感染対策は基本的に従来ウイルスと同じだということです。国民の皆さんには、これまで以上に、マスク、手洗い、感染対策を徹底し、会合を控え、静かな年末年始をお過ごしいただきたいと思えます。

次に、年末年始の医療の確保です。年末年始は医療機関の体制を縮小せざるを得ない時期です。しかし、必要な方に必要な検査、医療が提供されるように、保健所等で実施している受診・相談センターなど年末年始も 24 時間に対応できる体制を確保します。地域の医師会などと連携し、休日夜間診療所や輪番制による診療体制の確保や、民間検査機関における一定の検査体制の確保を行っています。

冬の時期ということもあり、新型コロナウイルスについて、各国でも大変厳しい状況が続いております。ウイルスに年末年始はありません。国民の皆さんの御協力を頂き、1日も早く日常が取り戻せるように、各大臣におかれましては、これまで以上に高い緊張感をもって、年末年始の対策、徹底をしていただきたいと思います。

以 上